

広島県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十一年四月八日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉舎油木線	神石郡神石高原町字小島二一六二番一地从先から 神石郡神石高原町字小島一四八一番一地从先まで	平成三十一年三月二十五日